

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600636号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600209号

第1 結論

請求者のA社における平成18年6月30日の標準賞与額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

平成18年6月30日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月30日

厚生年金保険料が免除されていた育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、厚生年金基金には記録があるが、国の記録がないことが分かった。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「2006年 年間賃金台帳」及びB厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員賞与標準給与支払届」により、請求者は、平成18年6月30日に同社から6,550円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者のA社における請求期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳等における賞与額から、6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600638号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600210号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月24日及び平成19年7月31日の標準賞与額を45万円、同年12月24日及び平成20年7月31日の標準賞与額を46万3,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月24日、平成19年7月31日、同年12月24日及び平成20年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月24日、平成19年7月31日、同年12月24日及び平成20年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月24日
② 平成19年7月31日
③ 平成19年12月24日
④ 平成20年7月31日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された全社員賞与集計表及び所得税源泉徴収簿により、請求者は、同社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(平成18年12月24日及び平成19年7月31日は45万円、同年12月24日及び平成20年7月31日は46万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成18年12月24日、平成19年7月31日、同年12月24日及び平成20年7月31日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かにつ

いては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600323号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600208号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年7月1日から平成10年4月30日まで

A社の代表取締役であった平成10年4月に、経営状況が厳しくなり厚生年金保険適用事業所の全喪手続を行った時に、社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所(当時)の担当者の上司に、「あなたの標準報酬月額を一年間遡って下げてください。」と言われ、仕方なくそれに同意した。平成22年3月に年金事務所から送付された通知を見ると、一年間以外の期間を含む請求期間の標準報酬月額が下げられていたことに気が付いた。調査の上、記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年7月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成10年3月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年4月30日より後の同年5月1日付けで、平成5年10月1日、平成6年10月1日、平成7年10月1日、平成8年10月1日及び平成9年10月1日の定時決定が取り消された上、平成5年7月1日に遡って、同年7月から平成6年10月までは8万円、同年11月から平成10年3月までは9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間及び標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、自身の標準報酬月額について、一年間遡って減額訂正することには同意したものの、その他の請求期間についての減額訂正は承知していないとしているが、自身がA社の代表者印を管理し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続については自身で行った旨陳述している上、同手続をしたときに相当額の社会保険料の滞納があったことを認めていることから、請求者は、同社の代表取締役として、当該期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に

関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。